

起業化計画を募集します 起業支援補助金制度

「起業支援補助金」は、地域資源を活用して新たに事業を開始しようとする人を支援する補助制度です。補助金の交付を受けようとする人は、起業化計画の募集に応募し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

◆応募要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・町内に事業所を有する個人、団体または法人。
- ・フランチャイズ・チェーンに加盟していない人。
- ・町税などを滞納していない人。

◆補助対象事業

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・新たに開始する事業であること。(既存の事業者が新たに他の業種の事業を開始する場合を含む。)
- ・地域の資源(人材、技術力、原材料など)を活用して行う事業で、地域課題の解決など、町の活性化に資すると認められる事業であること。
- ・継続が見込まれる事業であること。
- ・宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する事業でないこと。

◆補助対象経費

①開業準備経費

- ・起業に向けたマーケティング・リサーチ、研修、法人登記などに要する経費。

②施設設備費

- ・事業所の整備工事費、設備・機械などの購入経費。
- ・土地、建物、設備・機械などの借入経費。(対象期間は12カ月以内。)

③運営経費(対象期間は12カ月以内)

- ・技術導入経費、広告宣伝経費、その他運営に必要な経費。

④雇用経費(対象期間は12カ月以内)

- ・雇用者(雇用保険加入者に限る。)の人件費。(役員、家族を除く。)

※①～④のうち、他の補助制度から補助金などを受けたものがある場合は、その経費を除きます。

◆補助額

補助対象経費の2分の1以内の額

◆補助限度額

300万円

【開業準備経費・施設設備費(200万円上限)、運営経費・雇用経費(100万円上限)】

◆応募方法

①応募書類

- ・応募申込書 ・起業化計画書(添付書類を含む。)
- ・完納証明書

②起業化計画書提出期限 7月31日(水)午後5時

③起業化計画書提出先 商工観光課商工業立地推進係
※起業化計画の募集に応募した人は、起業化計画認定審査会に出席していただきます。審査会の日程などは、後日通知します。

※完納証明書は、町民税務課で交付申請してください。(手数料がかかります。)

※町ホームページから「起業化計画書」などの様式をダウンロードすることができます。

☎ 商工観光課商工業立地推進係 ☎46-1385

ふるさと南三陸のきれいな海をみんなの手で!!

今年も多くの海水浴客や釣り客、イベントなどで地域が賑わうシーズンを迎えます。

南三陸町の海は、昨年ラムサール条約に登録され、これまでも増して、多くの関心が寄せられています。

7月13日(土)のサンオーレそではま海水浴場海開きを前に、ぜひふるさとをみんなの手で守る活動に参加してみませんか?

第1弾は、志津川バイエリアを中心に開催します。

会社のお仲間や漁業関係者の皆さん、団体・個人など、どなたでもお気軽にご参加ください。

- 日 時：6月26日(水)
- 時 間：午前10時～午後1時(予定)
- 集 合 所：サンオーレそではま海水浴場(現地集合・現地解散)
- 活動エリア：袖浜漁港～新南三陸町地方卸売市場
- 持 ち 物：軍手・汚れてもよい服装・帽子などの日よけグッズ・飲み物
- 備 考：回収用のゴミ袋は用意しています。その他に熊手やスコップ、ふるいなどの道具も多少用意していますが、お持ちの人はご持参ください。



☎ 商工観光課観光振興係 ☎46-1385

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」などがあります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族年金が受けられない場合があります。

- 申請するところ 石巻年金事務所または役場町民税務課
- 免除受付開始 令和元年度分の受け付けは7月1日(月)から
- ・必要なもの 申請者の印鑑

〈次回の年金相談会〉

【日時】7月10日(水) 午前10時～午後3時30分

【場所】南三陸町役場 1階相談室

※年金相談は石巻年金事務所へ事前予約が必要です。



☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

10月1日から指定ごみ袋の有料化が始まります

現在使用している指定ごみ袋から、新たな指定ごみ袋に切り替わります。

指定ごみ袋の「有料化」とは?

「有料化」は、ごみを出す量に応じて、その処理手数料を負担いただく仕組みです。指定袋を購入することで、処理手数料を支払うことになります。対象は「家庭ごみのうち指定袋で出される可燃ごみ」です。指定袋の価格は次のとおりです。

袋サイズ	容量	単価	10枚あたり
大	45リットル	30円	300円
中	30リットル	20円	200円

サイズと価格

※10枚を1セットで販売します。

住民説明会の実施やごみ袋の切り替えなどについては、随時ご案内します。
生ごみ・資源ごみへの分別により、ごみの減量化にご協力をお願いします。

☎ 環境対策課廃棄物対策係 ☎46-5528

戸建て木造住宅を地震に強くしませんか?

町では、戸建て木造住宅の耐震化を進めるため、耐震診断に対する補助を実施しています。

また、耐震改修が必要とされた場合には、耐震改修に対する補助も実施しています。この機会に活用してください。

耐震診断

【対象建築物】①昭和56年5月31日以前に着工した戸建て木造住宅

②在来軸組構法または枠組壁構法による木造3階建て以下の住宅

【自己負担額】3,300円(200平方メートルを超える住宅は自己負担額が異なります)

耐震改修

【対象建築物】耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と判断された建築物

【補助額】対象工事費(100万円まで)の1/2(最大50万円)

要件を満たす場合には、補助金を上乗せできる場合があります。

※補助件数には限りがあります。補助金の交付申請の際には、事前相談をお願いします。

【申請締切日】令和2年1月31日(金)(※耐震診断・耐震改修とも同じ)

☎ 建設課土木建築係 ☎46-1377

